

2024年10月1日以降に
満期を迎えるお客さまへ

THE  すまいの
保険 THE  家財の
保険

個人用火災総合保険改定のご案内

2023年6月に火災保険の参考純率が改定されたことを受け、損保ジャパンの火災保険においても2024年10月1日以降保険始期の契約について、商品改定を実施します。ご契約(更新)にあたり保険料や補償内容が大きく変更となる場合がありますので、改めてご契約内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

保険料に関する改定

1. 自然災害の増加とリスク環境を踏まえた保険料改定

THE すまいの保険 THE 家財の保険

一定規模の被害を及ぼす自然災害が毎年発生している状況に加えて、住宅の老朽化の進行や修理費の高騰なども背景に火災保険のお支払いが増加傾向にあります。また、火災保険参考純率を算出するための評価方法が見直されたこと等により、2023年6月に参考純率が改定されました。これに伴い、損保ジャパンにおいても保険料の改定を実施します。なお、保険料の改定幅はご契約の内容や建物の建築年月、構造等によって異なります。

(最近の主な自然災害)

2021年	・1月の寒波、大雪 ・7月の大雪 ・8月の大雪
2022年	・台風14号 ・台風15号 ・6月のひょう災



参考純率とは

損害保険料率算出機構が算出する「純保険料率」(保険金の支払いにあてられる部分のこと)です。参考純率は、損保ジャパンをはじめとする多くの会員損保会社のデータを用いて算出を行っていることから、個社単独のデータから算出した純保険料率よりも精度が高いものです。



損保ジャパン 個人用火災総合保険 過去複数回の改定について

個人用火災総合保険は大規模自然災害の保険金支払いの増加等により、右図の通り複数回の改定を実施してきました。保険期間が長期のご契約の場合、複数回の改定の影響を受ける場合があります。

2019年1月 2019年10月 2021年1月 2022年10月 2023年10月 2024年10月

- ・保険料改定
・地震保険改定
・商品改定
・保険料改定
・商品改定
・商品改定
・保険料改定
・地震保険改定
・商品改定
・商品改定
・商品改定
・保険料改定
・商品改定

2. 水災料率の細分化

THE すまいの保険 THE 家財の保険

今回の参考純率の改定から水災に関する料率が地域のリスクに応じて5区分に細分化されました。これに伴い、損保ジャパンにおいても水災料率を細分化します。

- ・細分化の単位：保険の対象となる建物の所在する市区町村別
 - ・区分数：保険料が最も安いグループである「1等地」から最も高いグループである「5等地」までの5区分
- なお、等地が低い市区町村は、「他の市区町村に比べて相対的に水災リスクが低い」という意味合いで、どの等地でも水災は発生しています。

(注)家財一式は水災料率の細分化の対象外となります。

参考純率改定の詳細は損害保険料率算出機構のニュースリリースをご覧ください。
https://www.giroj.or.jp/news/2023/20230628_1.html



水災等地は損害保険料率算出機構のホームページで検索できます。

<https://www.giroj.or.jp/ratemaking/fire/touchi/>



3. その他の料率改定

THE すまいの保険 THE 家財の保険

以下の通り、各種改定を行います。

- ・各種特約保険料の改定
- ・長期係数・長期分割割引率・未経過料率等の改定
- ・築年数別料率体系の改定*

*申込書や保険証券上に「築年数別割引」という表示はなくなりますが、改定後も引き続き築年数の浅い物件が割安な保険料であることに変わりはありません。



築年数別割引とは

建物の老朽化や最新住宅の耐火・耐風性向上等により、築年数に応じてリスクが異なるため、リスクに見合った保険料体系にすべく、2019年1月より導入している割引です。

商品に関する改定

※2. 3. は保険始期に関わらず、2024年10月以降に利用する場合に適用されます。

1. 風災、雹災、雪災の自己負担額の改定

～築30年以上または築年数不明の建物を含む場合～

自己負担額0円・1万円・3万円を選択した場合でも、5万円の自己負担額が適用される改定を実施します。

築30年以上または築年数不明の建物を含む場合

選択した自己負担額	事故区分ごとの適用される自己負担額					
	火災、落雷、破裂・爆発	風災、雹災、雪災	水災	盗難による盗取・損傷・汚損	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など、漏水などによる水濡れ、騒擾など	不測かつ突発的な事故
0円	0円	5万円	0円			5万円
1万円	1万円	5万円	1万円			5万円
3万円	3万円	5万円	3万円			5万円
5万円				5万円		
10万円				10万円		



建物の風災、雹災、雪災の事故による支払保険金は高額となる傾向があります。特に築30年以上の建物は大きな損害に繋がることが多く、大幅な保険料の引き上げが必要な状況です。
保険料の引き上げ幅を抑え、万が一の大きな損害に対する補償を今後も安定的に提供し続けていくため、損害額の一部を自己負担としていただく改定を行います。

2. 安心更新サポート特約の改定

安心更新サポート特約により自動更新する場合、建物の保険金額は、物価変動等をふまえた最新の新価評価額^{*}に応じた保険金額を設定するように改定します。現在、安心更新サポート特約をセットしている契約についても適用されます。

詳細は当社オフィシャルホームページ

(<https://www.sompo-japan.co.jp/kinsurance/habitation/announce/con3/>) を参照してください。(2024年7月1日公開予定)
※保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するに要する額をいいます。



円安・建設需要増による資材コストの上昇、人手不足・働き方改革による労務コストの上昇により、同等の建物であっても再取得する場合に建築当時よりも高い金額がかかるケースが増加しています。万が一事故があった時に十分な補償を受けられないがないように、新価評価額および保険金額の設定方法を見直します。

3. すまいとくらしのアシスタントダイヤルのサービスの改定

THE すまいの保険 ○ THE 家財の保険 ○

社会問題にもなっている空き家の「管理、活用、売却」について、30分程度の一般的なご相談に対応する「空き家相談サービス」を追加します。実際に空き家を所有している方だけでなく、相続などの将来を見据えてのご相談にもご活用ください。
また、利用実態を鑑み、「健康・医療相談サービス」は保険始期日から、1年ごとの利用回数を10回までに制限する改定を実施します。本サービスの改定は、ご契約の保険始期に関わらず2024年10月以降に適用します。

サービスの受付時間	サービス名		
	24時間 365日受付	水まわりのトラブル 応急サービス	かぎのトラブル 応急サービス
	防犯機能アップ応援サービス	改定 健康・医療相談サービス	介護関連相談サービス
平日 午前10時～ 午後5時	住宅相談サービス(原則予約制)	法律相談サービス(原則予約制)	NEW 空き家相談サービス(原則予約制)



すまいとくらしのアシスタントダイヤルとは

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。

4. 借家人賠償責任総合包括契約に関する特約の販売停止

THE すまいの保険 ○ THE 家財の保険 ×

借家人賠償責任総合包括契約に関する特約について、新規・更改ともに販売を停止します。

今後は各戸室ごとに借家人賠償リスクに備えていただくよう、入居者さまへご案内してください。なお、入居者さま向けの火災保険(THE 家財の保険)もございますので、取扱代理店までご相談ください。



借家人賠償責任総合包括契約に関する特約とは

マンションやアパート等の共同住宅の入居者さまの借家人賠償責任や修理費用を包括して補償する大家さん向けの特約です。

- 「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このご案内は、改定の概要を説明したもので、詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約の際には必ず「パンフレット兼重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」などをご確認ください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

ライフクラフト株式会社
〒132-0011
東京都江戸川区瑞江2-6-1 パールスカイビル7F
TEL:03-5879-8839 FAX:03-5879-8188